

令和 7 年第 1 回港区成年後見制度利用促進協議会
(今尾真) 令和 7 年 6 月 9 日

成年後見制度の見直しに向けた国の動向について

明治学院大学：今尾 真

■はじめに……成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

⇒地域共生社会の実現に向けた「権利擁護支援」※の推進

※権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復し支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動をいう。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤。

- ・民法改正と社会福祉法制の一体的改革―法制審議会と社会保障審議会での議論
- ・**権利擁護のための手段**としての成年後見制度
 - ⇒・成年後見の福祉化
 - ・成年後見制度と他制度・手段（ex. 金銭管理であれば本人管理、親族管理、施設管理、任意代理、日常生活自立支援事業など）との連続性（連結、スムーズにいたりきたりできる）

■成年後見制度の見直しに向けた検討

- 平成 28 年 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）成立
 - ⇒・成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定、
 - ・成年後見制度利用促進専門家会議における検討開始
 - ・令和 3 年 12 月第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項（最終とりまとめ）
- 令和 4 年 第二期成年後見制度利用促進基本計画※が閣議決定
 - ※対象期間は令和 4 年度～令和 8 年度

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。さらに、同制度等が見直されるまでの間においても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

そこで、以下のとおり取り組むこととする。

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて**本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき**（必要性・補充性の考慮）、**三類型を一元化**すべき、終身では

なく 有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ 後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

また、専門家会議において、市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべきといった指摘や、成年後見制度利用支援事業の見直しに関する指摘もされている。国は、こうした指摘も踏まえ、これらの権限・事業についても見直しに向けた検討を行う。

●障害者権利委員会による総括所見における勧告

障害者権利条約 平成 18 年 12 月国連総会で採択、平成 20 年 5 月発効

平成 26 年 1 月批准、26 年 2 月効力発生

平成 4 年 10 月 日本の第 1 回政府報告に関する国連障害者権利委員会の総括所見

法律の前にひとしく認められる権利（第 12 条）の部分

27.委員会は、以下を懸念する。

(a) 意思決定能力の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力の制限を許容すること、並びに、民法の下での意思決定を代行する制度を永続することによって、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定。

(b) 2022 年 3 月に閣議決定された、第二期成年後見制度利用促進基本計画。

(c) 2017 年の障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用。

28.一般的意見第 1 号（2014 年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

(b) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

●第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた検討

令和 4 年 6 月 成年後見制度の在り方に関する研究会での議論スタート

令和 6 年 2 月 成年後見制度の在り方に関する研究会 取りまとめ

法務大臣から法制審議会に対して成年後見制度の見直しについて諮問※

※諮問第 126 号「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」

⇒法制審議会民法（成年後見等関係）部会設置

令和 6 年 4 月 法制審議会民法（成年後見等関係）部会における審議スタート

●法制審議会民法（成年後見等関係）部会における主な問題点の指摘

<法定後見>

- 1 法定後見制度の枠組み
- 2 後見開始、終了等に関するルールの在り方
- 3 取消権、代理権に関するルールの在り方
- 4 成年後見人等の交代に関するルールの在り方
- 5 成年後見人等の報酬の在り方

<任意後見>

- 6 任意後見人の事務の監督を開始に関する検討
- 7 任意後見制度と法定後見制度の併存の可否等

<その他>

- ・法定後見の開始における本人の判断能力の程度の位置付け
- ・成年後見人等の職務及び義務
- ・成年後見人等の監督
- ・法定後見の開始の審判の申立権者
- ・成年後見人等の選任
- ・本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）
- ・制限行為能力者の相手方の催告権
- ・意思表示の受領能力、成年被後見人と時効の完成猶予、成年被後見人の訴訟能力等
- ・任意後見制度全体の見直し
- ・成年後見制度に関する家事事件手続等

■個別論点についての検討

1 法定後見の枠組み（類型）

必要性や補充性の見地から、保護者が有する権限が本人にとって現実に必要なと考えられる部分を超える事案があり、自己決定に対する大きな制約となっている。

<考え方>

【甲案】三類型維持

【乙 1 案】一類型（補助一元化のイメージ）

【乙 2 案】保護 A+保護 B（基本的に一類型だが、事理弁識能力を欠く状況にある者についての保護〔包括的な権限を与える類型を残す〕の仕組みを設ける）

⇒本人の自己決定権を尊重する観点から、法定後見制度においては、本人にとって必要な権限を保護者に与える制度とすべき。したがって、個別の法律行為について保護者

による保護の必要性がある場合に、保護者に代理権を付与する旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判をすればよく、類型は設ける必要がないと考える。

現行の後見や保佐のように事理弁識能力の程度に応じて一定の代理権や取消権が発生する仕組みとすると、本人にとって必要な権限が何かというよりも、支援者にとっての支援のしやすさ、つまり、広範な権限があった方が支援をしやすいためとの観点から制度が利用されるおそれがある。一定の枠に人をはめ込むのではなく、その人を支援するために必要な権限は何かを考える、本人を中心にした制度とすることが今回の制度の見直しにおいては求められているのでは。

2 後見開始、終了等に関するルールのある在り方

制度利用の動機となった課題(ex. 遺産分割)が解決し、本人やその家族において、家族による支援やその他の支援によって制度利用の必要がなくなったと考える場合でも、判断能力が回復しない限り制度の利用が継続する(利用をやめられない)。

<考え方>

上記 1 の【甲案＝三類型維持】、【乙 1 案＝一類型】、【乙 2 案＝保護 A + 保護 B】においていずれの案をとる場合であっても

【甲案】現行法の規律維持(法定後見に係る期間は設けない)

【乙 1 案】 上記 1 においていずれの案をとる場合であっても

- ① 保護者に代理権を付与する旨の審判をする場合には、家庭裁判所は、保護者が代理権を有する期間を定めなければならないものとする。
- ② 保護者の同意を要する旨の審判をする場合には、家庭裁判所は、保護者の同意を要する期間を定めなければならないものとする。
- ③ 保護者を選任する審判をする場合には、家庭裁判所は、その任期を定めなければならないものとする。
- ④ 保護者は、①から③までの期間が満了する前の一定期間の間に、当該期間の更新の要否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。
- ⑤ 保護者及び①から③までの審判の請求権者は、①から③までの期間が満了する前の一定期間の間に当該期間の更新を求める旨の申立てをすることができるものとする。

【乙 2 案】 上記 1 においていずれの案をとる場合であっても

- ① 保護者は、法定後見の開始から〔〕年経過後〔〕月内に、家庭裁判所に対し法定後見の要件の存在に関する報告をしなければならない旨の規律を設けるものとする。
- ② 家庭裁判所は、①の報告又は①の報告がなく職権で調査した結果により、法定後見の要件が存在していると認めることができない場合は、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕旨の審判又は保護者に代理権を付与する旨の審判若しくは保護者の同意を要する旨の審判を取り消す旨の審判をするものとする。

⇒一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討すべき。

3 取消権、代理権に関するルールの在り方

- ・本人にとって必要な限度を超えて、本人の行為能力が制限される場合がある。本人の自己決定の尊重を更に重視する観点からすると、成年後見制度の取消権（その前提としての同意権）や代理権が広すぎる。
- ・成年後見人等による代理権や財産管理権の行使が、本人の意思に反し、又は、本人の意思を無視して行われることで、本人の自律や自己決定に基づく権利行使が制約される場合がある。

<考え方>

【甲案】：現行法の規律を維持 上記 1 においていずれの案をとる場合であっても

(1) 取消権者

現行法の規律（法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者を取消権者とする規律）を維持するものとする。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙 1 案】 上記 1 において【乙 1 案】か【乙 2 案】のいずれかをとることを前提に

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人、承継人若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙 2 案】 上記 1 において【乙 1 案】か【乙 2 案】のいずれかをとることを前提に

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見制度の保護者を除く。）、承継人、同意をすることができる者若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【丙案】 上記 1 において【乙 1 案】か【乙 2 案】のいずれかをとることを前提に

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見制度の保護者を除く。）若しくは承継人に限り、取り消すことができるものとする。〔事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合には〕本人が事理弁識能力を欠く常況にあるときは、家庭裁判所は、保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができ、当該審判を受けた保護者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

(2) 追認

取り消すことができる行為は、取消権者及び同意をすることができる者が追認したときは、以後、取り消すことができないものとする。

⇒本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討すべき。

4 成年後見人等の交代（解任）に関するルール の在り方

- ・ 本人の制度利用のニーズの変化に応じた成年後見人等（特に専門職後見人）の交代が実現せず、本人のニーズに合った保護を十分に受けることができない。

<考え方>

上記1においていずれの案をとる場合であっても

【甲1案】

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

(2) 欠格事由

現行法の規律（家庭裁判所で免ぜられた保護者であることを欠格事由とする規律）を維持するものとする。

【甲2案】

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

(2) 欠格事由

現行の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは欠格事由としないものとする。

【乙 1 案】

(1) 解任事由

- ① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由の規律を設けるものとする。
- ② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

(2) 欠格事由

保護者が現行の解任事由によって解任されたことを欠格事由とする規律は維持するものとし、新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

【乙 2 案】

(1) 解任事由

- ① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由に関する規律を設けるものとする。
- ② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

(2) 欠格事由

現行の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」及び新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

→本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討

⇒辞任や解任にあたらな「交代」の制度を設けるべき。

- ・ 解任はあり得る？
- ・ 欠格事由とならない解任
- ・ マッチング等との関係で、相性はそもそも選任以前の問題か？

5 成年後見人等の報酬の在り方

上記 1 においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律（家庭裁判所は、保護者及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を保護者に与えることができるとの規律）を基本的に維持するものとしつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにする観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

- 財産額に応じてではなく、職務内容に応じて報酬を算定すべき
- 最高裁の調査 (2021 年)
 - ・ 後見人全体で報酬ありが 76%、親族・市民後見人以外では 97%が報酬あり
 - ・ 平均報酬は月 28,000 円で年 33 万円

6 任意後見人の事務の監督開始に関する検討

本人の判断能力が低下しても適切に任意後見監督人の選任の申立てがされず、任意後見受任者が本人との間で通常の任意代理の委任契約を締結している事案では、任意後見受任者が任意後見監督人による監督を受けることなく、当該委任契約に基づいて事務を行い、本人の保護が図られない場合がある。

(1) 任意後見人の事務の監督を開始する要件

現行法の規律（任意後見契約が登記されている場合において、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあることを任意後見人の事務の監督を開始する裁判の要件とする規律及び本人以外の者の請求により監督を開始するための裁判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならない（本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない）とする規律）を維持するものとする。

(2) 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

ア 申立権者（請求権者）

（注 1）任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関して、
現行の申立権者に加えて、本人が公正証書において申立権者を指定することができ、その指定された者を申立権者とするとの考え方がある。

（注 2）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

イ 申立義務

（注）任意後見受任者は、本人の事理弁識能力が不十分な状況にある場合には、任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てをしなければならないものとする旨の規律（任意後見受任者に申立てを義務付ける規律）を設けるとの考え方がある。

- 問題となるのは、任意後見受任者が適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てをしない場面。こうした受任者に任意後見人として事務処理を求めるのは不適切といえ、
法的義務を設けないものとする

※現行法には、任意後見受任者に対し任意後見監督人の選任の申立てを義務付ける規定はない。任意後見受任者が本人の状況を把握したり、本人に対して任意後見監督人の選任の申立てに関する意向を確認したりすることに関する規定も存在しない。

⇒適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策を検討すべき。

7 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等

現行の後見制度においては、任意後見と法定後見（補助・保佐・後見）が併存・兼務する状態を認めておらず、任意後見による保護を選択した本人の自己決定を尊重する観点から、原則として、任意後見が優先するとされている。

このような制度設計は、類型的、定型的に行為能力を制限する現行法上の 法定後見制度を前提とするものであるが、仮に法定後見制度を適切な時機 に必要な範囲・期間で利用する制度とする場合などには、任意後見契約で設定された任意後見人の権限と抵触や重複しない範囲で法定後見の代理権を設定することが可能となる。10 そして、任意後見契約で設定した任意後見人の権限について、本人の判断 能力が不十分な状況となって任意後見契約が発効した後（現行法の制度で は任意後見監督人の選任がされた後）に、その権限に不足が生じた場合に、 法定後見制度を利用したことによって任意後見契約が当然に終了するのではなく、本人の自己決定をより尊重することが可能な任意後見契約を活か 15 しつつ不足が生じた部分について手当てすることを目的として、任意後見 人と成年後見人等の両者が併存する状態を許容することのニーズがあるとの指摘もあり得る。

<考え方>

【甲案】併存不可

現行法の規律（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律）を維持するものとする。

【乙案】併存 OK

任意後見人と成年後見人等とが併存することを認める（現行の任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律を削除する）ものとする。

- 任意後見人と成年後見人等の権限はいずれかが優劣する関係にはない。任意後見人も成年後見人等も、それぞれ自身の事務を行うために必要な範囲で権限を行使できるとすべき。ただし、実務においては調整が必要な場面がありそう。

以上

令和 7 年第 1 回港区成年後見制度利用促進協議会
(今尾真) 令和 7 年 6 月 9 日

【参考資料】……その他の動向

■令和 6 年 6 月 厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」設置

●検討事項

- ①地域共生社会の更なる展開に向けた対応
- ②身寄りのない高齢者等への対応
 - ・身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方
 - ・身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方
 - ・身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方
- ③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利 擁護支援策の充実の方向性
 - ・新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
 - ・「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ
- ④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
- ⑤社会福祉における災害への対応

●③について―「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめ（案） 令和 7 年 5 月 20 日

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性（1）新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

【現状・課題等】

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）の指摘（成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等）等を踏まえ、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。

同計画では、成年後見制度が見直されるまでの間も、身寄りのない人も含め、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくことが求められている。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
- ・ 全く新しい仕組みを一から制度化するのは現実的ではない。差し当たり、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新事業を法定化していくこと及び中核機関の法定化が核になり得る。
 - ・ モデル事業で得られた成果や課題を踏まえつつ、日常生活自立支援事業を大幅に見直して事業規模の拡大を図るとともに、同モデル事業で重視された各要素（日常的な金銭管理、監督・支援、意思決定支援）について、個別に事業化を目指すことが現実的ではないか。
- 等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、以下について対応を進めるべきである。
- ・ 身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人（本人）の地域生活を支える支援策（日常的な金銭管理等の生活支援や社会生活上の福祉行政としての意思決定支援など）について、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた上で、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供すること

ができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ（再掲）、全国で基軸となる事業として実施する体制を構築する必要がある。

- ・福祉行政による意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と概ね同範囲、すなわち、預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定を基本とする必要がある。
- ・意思決定支援の確保や市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めて、地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要がある。

(2)「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

【現状・課題等】

- 現在、各市町村において整備が進められている「中核機関」は、法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題がある。

また、今後、成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できる制度に見直された場合、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、地域における成年後見制度以外の他の支援による本人に対する支援の可否等について情報提供を行うことができる法定の機関の存在が求められている。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・「中核機関」には、チームをバックアップするとともに、後見人の選任・交代・終了時には家庭裁判所との情報共有・連携を図ることが求められる。
 - ・司法と福祉との連携の実効性を確保するためには、「中核機関」の存在を法制上明確に位置づける必要がある。少なくとも「中核機関」と家庭裁判所との間で個人情報の共有を担保できるようにした上で、「中核機関」の権限や設置基準等を法律上定めるなど、「中核機関」の段階的な法制化を検討すべきではないか。等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下について法令上の規定の整備を検討すべきである。
 - ・市町村は、①権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務、②協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う業務、を実施するよう努めることが必要である。
 - ・上記①②の業務及び家庭裁判所からの意見照会への対応を実施する機関として、市町村は「中核機関」を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報を扱う観点から、「中核機関」の職員に守秘義務を課すことが必要である。
 - ・市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報を扱う観点から、会議体の構成員に守秘義務を課すことが必要である。
- なお、単独で「中核機関」を整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする必要がある。
- また、「中核機関」の法律上の名称については、権利擁護支援推進センターとすることを提案する。

●日常生活自立支援事業

○認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

- ・利用対象者：判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他
20,804 人 36.9%	14,612 人 25.9%	17,991 人 31.9%	2,991 人 5.3%

・援助内容

利用者との契約に基づいて、㊦福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、㊧年金や福祉手当の受領、医療費の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理、㊨年金証書や預貯金通帳、契約書類、実印・銀行印、書類等（カードを含む）の預かり等を実施（1 ヶ月の平均利用回数は約 2 回、利用料の平均 1 回 1,200 円）

⇒第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。

●新たな事業（新日自事業）のイメージ

○身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を主な対象として、第二種社会福祉事業の「福祉サービス利用援助事業」の内容を見直し、以下の㊦～㊨を主な内容とする事業を実施する。

㊦日常生活の支援（日常的な金銭管理に関する支援（書類預かりを含む）、福祉サービス等の利用等に関する支援（手続支援、苦情解決制度の利用を含む）、（左記に付随した）定期的な訪問による生活変化の察知等）

㊧入院・入所等の円滑な手続支援（緊急連絡先の指定、入退院時の付き添い、入退院時の支払代行手続等）

㊨死後事務の支援（葬儀、納骨、家財処分の手続支援（履行確認含む）、官公庁等での手続等）

○原則として資力に応じた利用料とし、資力が十分でない者は、無料・低額で事業を利用できるようにする。

○利用に当たっては、本人（又は代理人）と契約を締結する。契約に当たっては、本

人が締結しようとする契約の内容と結果を認識し判断する能力を有していることが必要とする。

【現行の福祉サービス利用援助事業と同様の考え方】

- 利用者本人への意思決定支援を確保する必要がある。
- 信頼性を高め、利用者にとって安心して利用できるようにするため、事業の実施主体において、監視を確保する。

⇒金融機関の積極的関わり（あるいは巻き込んでいくこと）が求められるのでは

- ・ 預貯金取引と意思無能力による無効
- ・ 後見制度支援預貯金 保佐・補助でも利用可能に

●中核機関

社会福祉法上、市町村は以下の業務を実施する機関として「中核機関(仮称)」を設置できることとする。

- ⑦権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- ④協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う。
- ⑦（今後の成年後見制度の見直しの内容次第では、）家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。

以上